

令和4年度 6月補正の概要

I 一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている世帯に対する支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するほか、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、令和4年度一般会計補正予算（第1号）を編成する。

2 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 1,555,700千円

（1）市民生活への支援の強化	1,555,700千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 870,700千円 住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。 対象者：令和3年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を受けていない世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準日（令和4年6月1日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯 給付額：1世帯当たり10万円 ・ 子育て世帯生活支援特別給付事業費 685,000千円 低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。 対象者：① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯など、直近の所得が児童扶養手当の受給者と同じ水準にある者 ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（特別児童扶養手当対象児童の場合は20歳未満） ・ 直近の収入が住民税非課税相当まで減少した世帯 支給額：児童1人当たり5万円 	

3 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
210,997,000	1,555,700	212,552,700

4 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	1,555,700	民生費	1,555,700
合 計	1,555,700	合 計	1,555,700

5 費目別事業概要

民生費 **1,555,700 千円**

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 870,700 千円
住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。

子育て世帯生活支援特別給付事業費 685,000 千円
低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する。